

労災保険率表（製造業等の部）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律）
施行規則別表第1

事業の種類	（千分の） 保険率	事業の種類	（千分の） 保険率
林業	60	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10
海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	20	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
定置網漁業又は海面魚類養殖業	40	めつき業	7
金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	3
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	19	電気機械器具製造業	4.5
原油又は天然ガス鉱業	5.5	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	23
採石業	58	船舶製造又は修理業	2.5
その他の鉱業	25	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	4
食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	6	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	7
たばこ等製造業	6	その他の製造業	4.5
繊維工業又は繊維製品製造業	4	交通運輸事業	9
木材又は木製品製造業	13	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	11
パルプ又は紙製造業	7.5	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	16
印刷又は製本業	3.5	港湾荷役業	3
化学工業	5	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	12
ガラス又はセメント製造業	7.5	農業又は海面漁業以外の漁業	13
コンクリート製造業	13	清掃、火葬又はと畜の事業	
陶磁器製品製造業	19		
その他の窯業又は土石製品製造業	26		
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5		
非鉄金属精錬業	7		
金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	7		
鋳物業	17		

事業の種類	保険率(千分の)	事業の種類	保険率(千分の)
ビルメンテナンス業	5.5	卸売業・小売業, 飲食店又は宿泊業	3.5
倉庫業, 警備業, 消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	金融業, 保険業又は不動産業	2.5
通信業, 放送業, 新聞業又は出版業	2.5	その他の各種事業	3
		船舶所有者の事業	50

* 1 本表は「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」による労災保険率の一覧表である。

* 2 メリット制の適用される事業は、事業場ごと・年度ごと別に定められた労災保険率によること。

(建設事業の部)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第1及び第2)

事業の種類	請負金額に乘ずる労務費率(%)	保険率(千分の)	注意事項
水力発電施設, ずい道等新設事業	18	89	水力発電施設の新設に関する建設事業, ずい道等の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業
道路新設事業	20	16	道路の新設に関する建設事業及びこの附帯事業
舗装工事業	18	10	道路, 広場, プラットホーム等の舗装事業, 広場の展圧, 芝張事業, 砂利散布の事業
鉄道又は軌道新設事業	23	17	鉄道又は軌道の新設に関する建設事業(地下鉄道を含む。)及びこの附帯事業
建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	21	13	建築物及び橋りょうの新設, 改修, 復旧, 維持, 解体等を行う事業及びこの附帯事業
既設建築物設備工事業	22	15	既設建築物内部において主として行われる設備工事業及びこの附帯事業, 内装工事業

機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	38	7.5	各種機械装置の組立て又は据付けを行う事業及び索道建設事業
	その他のもの	21		機械装置の基礎台の建設を行う事業
その他の建設事業		23	19	えん堤の建設事業。ずい道の改修、復旧又は維持の事業。推進工法による管の埋設の事業。鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業。河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業。運河、水路又はこれらの附属物の建設事業。貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業。砂防設備の建設事業。その他の各種建設事業。

* 1 労災保険の保険関係が成立している事業のうち請負による建設の事業で賃金総額を正確に算定することが困難なものは、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とする。

* 2 請負金額とは、請負人が注文者から工事用物の支給を受ける場合又は機械器具などの貸与を受ける場合はその工事用物の価額相当額又は機械、器具などの損料相当額を請負代金に加算した額（右の※欄に該当する場合を除く）。

* 3 概算・増加概算・確定保険料申告書（様式第6号（乙））の「賃金総額の特例による場合」欄には前項の請負代金、請負代金に加算する額および請負代金から控除する額を記入。

* 4 一般保険料の算式

$$\text{請負代金} + \frac{\text{請負代金に}}{\text{加算する額}} - \frac{\text{請負代金から}}{\text{控除する額}} = \text{請負金額}$$

$$\text{請負金額} \times \text{労務費率} \times \text{労災保険率} = \text{一般保険料額}$$

※
工事用物の価額相当額を請負金額に加算しない物（昭47労働省告示第15号）

事業の種類	加算しない物
機械装置の組立て又は据付けの事業	機械装置